

下水道使用料の賦課誤りについて

2024年1月11日  
郡山市上下水道局  
お客様サービス課  
課長 三瓶 浩  
TEL：932-7681

水道料金と併せて徴収する下水道使用料について、賦課誤りが判明しました。

## 1 内容

アパートの散水栓（下水道へ接続していない）使用に対し、下水道使用料を賦課していた。

・件数：1件

・誤賦課期間及び金額

①記録のある平成6年1月から平成20年2月まで 179,503円

②令和5年10月から12月まで 2,612円

合計 182,115円

※平成20年3月から令和5年9月までは散水栓の使用なし

※「郡山市下水道等使用料返還金支払要綱」に基づき、平成16年1月分まで遡及し、62,426円（20年分）を還付する。

## 2 判明の経緯

1月4日（木） 下水道使用料賦課状況の定期確認作業により判明。

1月5日（金） 現地調査を行い、散水栓について下水道未接続を確認。

## 3 原因

下水道使用開始時の事務処理に誤りがあったものと考えられる。

## 4 今後の対応及び再発防止策

本日午前、対象者に対して今回の経緯を説明、謝罪しました。今後、還付手続きを進めてまいります。

複数職員によるチェック体制を徹底し、事務ミス防止に努めているところですが、引き続き賦課状況の確認作業を継続し、適正な賦課を実施してまいります。